

北総モラルアップ通信

チーム北総 思いを伝えるチーム ～和・輪・話～



夏休みが終わり、約1か月が経ちました。この夏は本当に猛暑でしたが、皆さん体調はいかがですか。朝晩の空気も涼しくなり、ようやく秋へと季節が進んでいきそうです。そのような中、学校訪問の後半戦もスタートしています。各学校には、諸表簿の整理や校内環境の整備等、児童生徒の指導の中でご準備いただいています。本当にありがとうございます。

さて、令和6年8月21日の県教育委員会会議で、酒気帯び運転により停職6か月の懲戒処分が、また、同9月10日の同会議で、体罰及び不適切な指導により減給3か月の同処分が決定されました。今まで、様々な不祥事防止対策を講じ、職員の綱紀の粛正の徹底を指導してきたにもかかわらず、教職員の不祥事が再発したことは大変残念なことです。今年度の県内における教職員の懲戒処分件数は、監督責任を含め10件となりました。その中で一番多い処分事由は、『体罰・不適切な指導』によるもので、3件ありました。

北総教育事務所では、令和6年8月29日に「不祥事の未然防止に向けた取組の充実について（通知）」を発出しました。取組の進捗はいかがでしょう。これからも教職員一人一人がそれぞれの立場や分掌において「自分にできることは何か」を考え、各学校での主体的な不祥事根絶に向けた取組の推進をお願いします。

【今月のテーマ】

「子どもの尊厳を守るために」 ～教職員による体罰・不適切な指導について考える～

1 「子どもの権利」について考える

「子どもの権利に関する条約」批准(1994年)

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の**最善の利益**が主として考慮されるものとする。(第3条第1項)

→ 「**その子どもにとって最もよいことは何か**」を第一に考える。

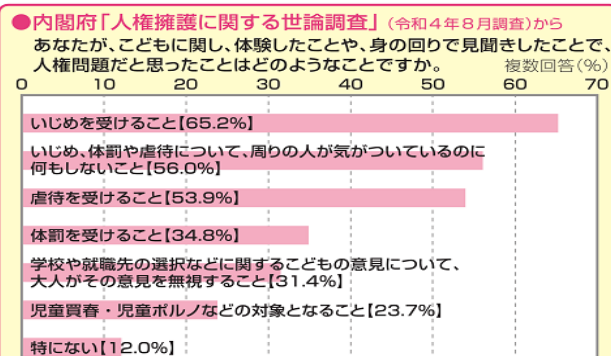
「こども基本法」制定(2022年)

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。(第1条 概要)

→ 学校においても当然この法律に則り、「**子どもの権利**」が保障されるべきである。

2 体罰・不適切な指導を根絶するには…

(1) 「体罰」は世の中からどう捉えられているか？



内閣府「人権擁護に関する世論調査」

(令和4年8月調査)から

内閣府の世論調査によると「『**体罰**』は**人権問題である**」と捉えられていることがわかります。その体罰が学校内で根絶できていない現状があります。学校で**児童生徒の尊厳を守るべき教職員が、「体罰」及び児童生徒の尊厳を損なうなどの「不適切な指導」を行うこと、または防ぐことができないことが、どれだけ児童生徒及び保護者、さらには地域社会からの信頼を損ねることになるのか**を認識しなければなりません。(回答の上から2、4番目に注目！)

(2) 「不適切な指導」とはどのような指導か？ 【不適切な指導と考えられ得る例】（「生徒指導提要」105頁）

令和4年12月に文部科学省作成の「生徒指導提要」が改訂されました。その中では、「**教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。**」と明記され、「不適切な指導と考えられ得る例」が掲載されました。

- ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の**威圧的、感情的な言動で指導**する。
- ・児童生徒の言い分を聞かず、**事実確認が不十分なまま思い込みで指導**する。
- ・組織的な対応を全く考慮せず、**独断で指導**する。
- ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、**児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導**を行う。
- ・児童生徒が**著しく不安感や圧迫感を感じる場所**で指導する。
- ・他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、**本人に必要な以上の負担感や罪悪感を与える指導**を行う。
- ・指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、**適切なフォローを行わない。**

上記7項目について、皆さんで確認してみましょう！！

(3) こんな場面であなただはどう対応しますか？

【授業の場面】

- ①一生懸命授業しているのに、児童生徒は説明を聞いていない。
- ②何度注意しても、周りの児童生徒とのおしゃべりをやめない。
- ③タブレットの調べ学習中に、関係のないサイトを閲覧していた。

【部活動の場面】

- ①常に部活動開始時間に遅刻してくる児童生徒がいる。
- ②基本的なことを何度教えても、できない児童生徒がいる。
- ③あまりやる気を見せずに、少し練習に負荷を加えると、何かと理由をつけて練習をやめてしまう児童生徒がいる。

【生徒指導の場面】

- ①指導に対して、人のせいばかりにしていて、素直に従わない児童生徒がいる。
- ②指導中に、へらへらとした態度をし、指導を聞き入れない児童生徒がいる。

校内研修やモラル
アップ委員会などで
意見交換してみても
いかがでしょうか！？

子どもの尊厳を守るために… Let's Check!

【体罰や不適切な指導を未然に防ぐために】

「**学校で、指導という名の体罰が行われている**」などと言われることがあります。
学校で教職員による児童生徒への指導の在り方を振り返ってみましょう。

- 児童生徒への指導の際の言葉遣いについて → **大人に対しても言うことができる言葉**ですか。
- 児童生徒への指導の際の行為について → **大人に対しても行うことができる行為**ですか。
- そこまでの指導が必要ですか。 → **見せしめのような行為**になっていませんか。
- その指導はその児童生徒の発達段階にふさわしいですか。
- 児童生徒への指導の際、感情的になっていませんか。

【児童生徒理解、指導体制の確立ために】

◎教職員による児童生徒理解と信頼関係の構築

- 児童生徒の生活、家庭環境を把握していますか。
- 児童生徒の成長、変化に目を向けていますか。
- 児童生徒の気持ちを知らうとしていますか。

◎教職員による共通理解と協働体制の構築

- 人権重視の視点に立った指導の共通理解はできていますか。
- 生徒指導情報（児童生徒の実態、指導の方向性等）が共有できていますか。
- 児童生徒の指導を、特定の教職員に任せたり、一人で抱え込んだりしていませんか。
- 部活動顧問としてのマネジメント力、その他多様な指導力の習得に努めていますか。

今の自分の立場でできること、
やるべきことを考えてみましょう。
**子どもの尊厳を守れるのは
私たち教職員です！！**